

求職登録から就職までの流れ

求職者の方へ



福祉人材センターを利用した求職活動には、大きく2つの方法があります。
 ①インターネット（以下、ネット）（スマートフォン等も含む）を利用して自分自身で行う場合
 ②福祉人材センターに来所し、窓口で相談を重ねながら活動する場合などがあります。
 あなたにあった方法で、上手に使い分けた求職活動をしてください。

ステップ1

求職登録をする。

（ネット）「福祉のお仕事」ホームページより、求職者マイページ又は届出者マイページを作成した後、「求職登録」を入力していただきます。

（来所・窓口）人材センター窓口等にて『求職相談票』を記入し、求職登録していただきます。

ステップ2

求人情報を探す。

「福祉のお仕事」ホームページや人材センター閲覧スペースで、求人情報を探します。

ステップ3

応募する・紹介依頼する。

（ネット）「福祉のお仕事」ホームページより、求人情報を検索し、気になる求人があれば、「応募する」or「紹介依頼する」を押して、求人事業所や人材センターからの連絡を待ちます。連絡が遅い場合やご質問等は、人材センターまでご連絡ください。

（来所・窓口）「福祉のお仕事」ホームページや人材センター閲覧スペースで、気になる求人情報があれば、人材センターまでご連絡ください。求人事業所と選考日時等の調整を行い、紹介状を発行します。

説明



ネットでの求人票への申込み（応募）には、マイページの作成及び求職票の登録が必要です。
 マイページの作成方法は、所有資格により異なりますので、下記を参照のうえ「福祉のお仕事」ホームページからお進みください。

介護福祉士、介護職員実務者研修、介護職員初任者研修、旧ホームヘルパー1級、旧ホームヘルパー2級、旧介護職員基礎研修、入門的研修のいずれかの資格をお持ちの方

届出者マイページの作成方法
 「届出者(介護)の方」から登録

上記の福祉関係資格をお持ちでない方

求職者マイページの作成方法
 「求職者の方」から登録

マイページからネットで **求職票** を **登録** すると、以下のサービスがご利用いただけます。

紹介依頼 求人票を掲載している事業所への紹介を福祉人材センターに依頼できます。

応募 マイページから求人事業所に直接応募できます。

スカウト 求人事業所からマイページ上で個別にスカウトを受けられます。

*スカウトとは、「福祉のお仕事」ホームページに求人情報を公開している事業所が、利用者の条件を設定して、条件が合致する利用者に対して、福祉人材センターを経由して勧誘を行う機能です。利用者とは、「福祉のお仕事」ホームページへの求職登録を行っていて、かつ登録が有効な方となります。

介護資格をお持ちの方はこちら

届出者マイページの作成方法

手順1 内容を確認

1 「福祉のお仕事」ホームページにアクセスして「届出者の方(介護)」を押します。



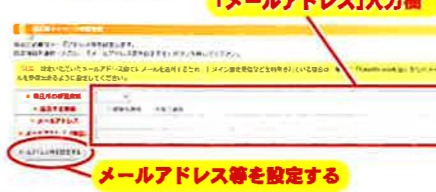
2 届出制度の内容を確認してマイページを作成する方は「新規登録」を押します。



福祉人材センター・パンクー頁

手順2 マイページ申請

3 メールアドレス等を入力して「メールアドレス等を設定する」を押します。



4 ③で指定したメールアドレス宛にメールが届くので、本文に記載された「URL」を押します。



手順3 マイページ登録

5 届出情報を入力して「入力内容を確認する」を押します。



6 入力内容を確認して「登録する」を押します。



介護福祉士資格をお持ちの方は、離職時に都道府県福祉人材センターに届出ることが努力義務となり、「福祉のお仕事」ホームページから登録することができます。また、就業中で介護福祉士資格をお持ちの方や対象資格をお持ちの方も任意で届出ることができます。また、マイページ登録後、『仕事を探す』⇒『求職票管理』から求職票を登録します。マイページ登録のみでは、求職登録が完了していません。利用できるサービスが限定されますので、必ず『求職登録』まで行ってください。

初めてご利用の方はこちら

求職者マイページの作成方法

手順1 内容を確認

1 「福祉のお仕事」ホームページにアクセスして「求職者の方」を押します。



2 求職者マイページの内容を確認して「新規登録」を押します。



求職者マイページの内容

手順2 マイページ申請

3 メールアドレスを入力して「メールアドレスを設定する」を押します。



4 ③で指定したメールアドレス宛にメールが届くので、本文に記載された「URL」を押します。



手順3 マイページ登録

5 利用者情報を入力して「入力内容を確認する」を押します。



6 入力内容を確認して「登録する」を押します。



マイページ登録後、『仕事を探す』⇒『求職票管理』から求職票を登録します。マイページ登録のみでは、求職登録が完了していません。利用できるサービスが限定されますので、必ず『求職登録』まで行ってください。

『求人事業所等の方へ』

- ・「福祉のお仕事」ホームページで、事業所登録を行うことにより、求人の新規申請や内容の修正等ができます。また、法人事業所紹介情報がバージョンアップし、アピール項目がより充実しました。
- ・ネットを利用した求職活動が可能となり、求職者自ら紹介依頼・応募ができるように改善され、求職者にとって便利になりました。
- ・スカウト機能が追加され、ネットで求職票登録された方を直接スカウトできるようになりました。

福祉を支える専門職の安定的な確保と、質の高いサービス提供を支援するために、福祉人材の発掘や就労斡旋、養成・育成を進めていきます。

福祉の仕事に関する就労斡旋・相談

福祉の職場に就職を希望する方（求職者）の相談に応じるとともに、人材を必要とする福祉関係の事業所や団体（求人事業所等）に紹介・斡旋します。

1 福祉の就職総合フェアの開催

福祉の職場に就職を希望する方や関心のある方と、福祉関係者が面談や相談ができる機会等を提供しています。

2 福祉関係の就職相談

福祉関係の就職を考えている方に対し、来所での相談対応や関係団体等へ出張相談を行っています。

3 各関係団体との連携

各関係機関や団体との連携を強化し、福祉人材確保のために効果的な就労斡旋や相談業務を展開しています。

福祉人材確保に向けた広報・啓発、調査研究の実施

1 求人情報誌の発行

毎月1回の発行をしています。

2 福祉関係の資格相談

福祉関係の資格について、取得方法等の相談に応じます。

3 福祉人材確保の調査研究

福祉人材確保に関する調査を行い、相談・援助に活かします。

福祉の質を高める人材の養成と育成

1 社会福祉施設関係者を対象とした各種研修会の開催

2 就職や資格取得に向けた講習会の開催



●福祉人材センターの無料職業紹介の範囲●

- ①社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を実施する事業者
(ただし、事業実施者が社会福祉法人の場合は、公益事業も含む。)
- ②介護保険法に規定する介護保険事業所
- ③障害者総合支援法に規定する事業を行う事業所
- ④地方自治体の条例または補助に基づく福祉関係事業を行う事業所
- ⑤社会福祉法に規定する福祉事務所・児童福祉法に規定する児童相談所・身体障害者福祉法に規定する更生相談所・知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所・精神保健福祉法に規定する精神保健福祉センター
- ⑥福祉分野の国家資格を持つ専門職（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士等）の場合は、
①から⑥以外の社会福祉を目的とする事業を行う事業所を含む。



岡山県福祉人材センター

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1
岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館（きらめきプラザ）1階

TEL.086-226-3507 / FAX.086-801-9190
<http://www.fukushiokayama.or.jp/>

利用時間/午前8時30分～午後5時※正午～午後1時の間もご利用いただけます。
休館日/土・日、祝日と年末年始（12月29日～1月3日）



岡山県社協
イメージキャラクター
ももるんじゃー

厚生労働大臣認可・福祉人材無料職業紹介所

岡山県福祉人材センター

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会